

2019年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について 福祉課、健康・子育て課

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

法のとおり減免とし、町独自の制度は設けていません。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

法のとおりの特例とし、町独自の制度は設けていません。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

申請者の実情にあった案内ができるよう努めます。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

国の定めに従い運用しております。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

介護保険制度の持続可能性を確保するとともに、高齢者の方が地域で安心して暮らせるよう、介護、医療、予防、生活支援、住まいを一体化して提供する地域ケアシステムの実現に向け取り組んでいきます。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

要介護1・2の方の入所希望者が、困らないよう努めます。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

現行のサービスが後退することのないよう努力していきます。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

現行のサービスが後退することのないよう努力していきます。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

高齢者やそのご家族の交流の場が確保できるよう努力していきます。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

高齢者が自立した生活を営むことができるように努めていきます。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

住宅改修、福祉用具購入については、実施しています。高額介護サービス費については、現時点では考えていません。

★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

今後とも人材不足解消のため努めていきます。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

現在町独自の施策の実施は考えておりません。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

法の定めに従い、指導していきます。

★(7)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。
介護認定者で障害者認定と同レベル以上の方を対象としています。
- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。
対象者に送付しています。

2. 国保の改善について 住民課

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。
事業費納付金の財源となるものですので、納付金額に基づいて検討していきますが、財政調整基金を取り崩し、引き上げないように努めていきます。
- ★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。
現時点では考えていません。
- ③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。
税の軽減規定を改正し、軽減対象の拡大を図っています。
- ★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
資格証明書は発行していません。短期保険証を交付しています。
- ★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。
個別の納税相談により納付計画及び短期保険証の期間を決定しています。
- ⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。
要綱に基づき実施しています。
- ⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。
領収書の添付を省略し、簡素化に努めています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など 税務課

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

差押財産については、関係法令を遵守し対応をしております。今後も税の公平性を守りながら、滞納者の実情についても十分な調査を行い、個々の状況に即した対応をしていきます。

4. 生活保護について 福祉課

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第 25 条および生活保護法第 1 条・第 2 条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

前段 保護申請は、県ワーカー、町職員、申請者と面談を行い、説明と聞き取りの対応をしています。

後段 生活保護の相談・申請・調査を行い県に進達し、県が支給決定をしています。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

前段 本町は福祉事務所を持たないため、現時点では考えておりません。

後段 今後とも個別対応は丁寧に行っていきます。

- ③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

福祉事務所と情報を共有し、過誤払が生じないように努めてまいります。

- ④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

生活保護法により定められた調査を行っております。

- ★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

2018年6月 27 日厚生労働省発表の保護実施要領改正により、一定の条件を満たす場合にクーラーの購入費(5万円)の支給が認められております。

5. 福祉医療制度について 住民課

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

現在の制度の存続を予定しています。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

現在、15 歳年度末まで実施しており、18 歳年度末までにする予定はありません。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者に対し全疾患対象にしています。また、自立支援医療対象者を助成の対象としています。

- ④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

現時点では考えていません。

6. 子育て支援について 健康・子育て課、学校教育課・学校給食センター

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。健康・子育て課

現時点では調査実施は考えていません。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。 **健康・子育て課**

現時点では、計画の策定および事業の実施は考えておりません。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。 **学校教育課**

就学援助は、生活保護基準の引き下げ前の1.3倍で対応しています。申請の受付は年度途中でも受付しており、市町村窓口と学校のどちらでも対応しております。また、入学準備金(新入学用品費)については、平成30年度入学者分より支給をしております。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。 **健康・子育て課**

町が、主体となって取り組んではおりませんが、地域において活動している方へは、PR等支援を行っております。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。 **学校給食センター**

学校給食の無償は考えておりません。準要保護の児童生徒への全額補助を継続します。未納者対策は学校よりお願いをしていきます。

- (3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

- ①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。 **健康・子育て課**

保育士の配置、保育環境につきましては、国の基準に基づき実施してまいります。また当町としての独自補助については、現時点では考えておりません。

- ②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。 **健康・子育て課**

国の定める面積、基準等を満たすよう指導してまいります。

- ③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。 **健康・子育て課**

認可保育所については、副食費については町独自に第2子以降を無償としております。

7. 障害者・児施策の拡充について 福祉課、健康・子育て課

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

前段 平成29年度から「地域生活支援拠点」の整備を行っております。

後段 障害福祉サービスは、総合支援法の規定によりサービスを提供しています。

- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

法のと通りの運用をしています。

- ③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

美浜町障害者移動支援事業実施要綱、第2条1項により対象とはならないが、美浜町障害者・児通園通所交通費助成事業実施要綱により、総合支援法第5条7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援の事業所、児童福祉法第7条に規定する児童発達支援センターに通う障害者又は障害児の保護者に対し、交通費の一部を助成しています。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

法のと通りの運用をしています。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。健康・子育て課国の無償化施策のほかには現時点での町独自施策は考えておりません。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

一律ではなく、本人の意向により障害福祉サービスを利用している。

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

施設入所利用者について、本人の障害特性を考慮して、障害福祉サービスを利用している。

3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

対象者に案内をし、周知している。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

法のと通りの運用をしており、国への要望や自治体での補助は考えていません。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

法のと通りの運用をしており、国への要望や自治体での補助は考えていません。

8. 予防接種について 健康・子育て課

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

ロタウイルスワクチンやインフルエンザワクチンについては、おむつ等育児用品助成事業の中で助成対象としています。定期接種から漏れた人に対する麻しんについては、定期接種の段階で、未接種者に関して頻回に接種勧奨をしています。漏れた人については接種を希望しなかったものと判断していますので、任意接種での助成制度は現時点では考えておりません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

一部負担の引き下げは現時点では考えていません。任意予防接種事業は引き続き行っていきますが、2回目の接種についてはエビデンスが確立されていないので、現時点では対象として考えていません。

9. 健診・検診について 健康・子育て課

- ★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。
現時点で2回の拡充は考えていません。
- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。
令和2年度より、妊婦歯科健診の助成を実施します。産婦歯科健診については、現時点では考えていません。
- ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。
現時点では考えていません。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書 住民課・福祉課

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。
意見書・要望書を提出することは考えていません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書 住民課

(1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。
意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
意見書・要望書を提出することは考えていません。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。
意見書・要望書を提出することは考えていません。

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

意見書・要望書を提出することは考えていません。

以上